

Title	〔行政法二五〕選挙区における議員定数の是正を求める訴 (昭和三九年二月五日大法廷判決、棄却)
Sub Title	
Author	田口, 精一(Taguchi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.3 (1965. 3) ,p.79- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650315-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔行政法 二五〕 選挙区における議員定数の是正を求める訴

昭和三九年二月五日大法廷判決、棄却
最高民事第一八卷二号二七〇(三八)頁
第一審東京高裁第一民事部昭和三八年一月三〇日判決
行政例集一四卷一号二一頁

【判示事項】 公職選挙法別表第二と憲法第一四条第一項

【参照条文】 公職選挙法第一四条、同法別表第二、憲法第一四条

第一項

【事実】 上告人(原告)は、昭和三七年七月施行の参議院議員選挙において、東京都選挙区の選挙人であつたが、同区における議員定数が人口比率の点からみて、他の選挙区における議員定数よりも著しく少なすぎるために、投票の価値の不均衡を生じ、憲法一四条一項の平等原則に違反するものとして、同区における選挙の無効を主張したのが本件である。上告人は、選挙制度の研究の成果と、各都道府県選挙区における有権者および人口比率の実情分析の結果にもとづいて、右の東京都選挙区に割当てられた議員定数が、他の各選挙区の人口割合に比較して、著しく不均衡なものであることを立証した。

これに対して第一審の東京高裁は、被告(東京都選挙管理委員会側)の、本訴を不適法として却下を求める本案前の抗弁を、排除したのではあるが、結局原告(上告人)の請求を棄却した。その主旨は、次の通りである。すなわち議員定数の割当は、立法上の裁量に属し、しかも各選挙区の人口比のみによつて決定されるべきものではないこと、また右の決定が立法上の裁量に委ねられたとしても、それには自ら限界があり、法律所定の議員定数の割当が、人口割合に比較して著しく不均衡であり、一般国民の正義の觀念に照して、到底容認し得ない程度のものになれば、まさに憲法一四条一項に違反し、このような違憲の限度においては当然に無効になると解すべきこと等である。しかし最終的には、公職選挙法別表第二の定める議員定数は、各選挙区の人口に比して不均衡なものであることは否定できないとしても、右の不均衡は、まだ一般国民の

正義觀念に反する程に甚しいものではないと認定したのである。

【上告理由】 原判決は、議員定数の不均衡なことを実際に認めながら、結局においてまだ右のような不均衡の程度では、憲法一四條の平等条項に違反するまでにいたつていないと判示したのであるが、原告は、これを、不均衡の事実に対する法的評価および憲法の解釈さらには憲法の基本理念の把握を誤るものであるとして上告した。そこで上告人は、アメリカ合衆国における *Baker v. Carr* 事件およびこれに関する論文を詳細に検討し、さらにこれにもとづいて人口割合と議員定数のあるべき数理的な基準を掲げて、現行の議員定数の不均衡を理由づけた。

【判旨】 上告棄却。選挙に関する事項は、国会の立法上の裁量に委ねられたことであり、しかも憲法に、議員定数を人口に比例して配分すべきことを定めた規定は存在していない。しかし平等原則の主旨からみて、選挙人の人口に比例して議員定数を割当てることは望ましいことではあるが、このほかに選挙区の大小、歴史的沿革、行政区画別の定数の割当等も考慮するに値する。ところで各選挙区の議員定数の決定は、国会の裁量に属する立法政策上の問題であり、極端な不平等を生ずるような場合は別として、単に議員定数の配分が選挙人の人口に比例していないという一事のみでは、憲法一四條一項に違反し無効であるとは断定できない。そして現行の公職選挙法別表第二が、選挙人の人口に比例して改訂されず、不均衡を生ずるに至つたとしても、所論のような程度では、なお立法政策の当否の問題に止まり、違憲問題を生ずることは認められない。以上

が多数意見の主旨である。

右の意見に対する齋藤朝郎裁判官の補足意見は、次の通りである。すなわち議員定数の配分が、国会の裁量権に属する立法政策の問題であると認定したことには賛成であるが、多数意見が、例外的に、極端な不平等を生ぜしめるような場合には、違憲問題としてこれに対する審査権を留保しようとしたことには危惧を感ずるというのである。そして前記 *ベイカー* 事件における *フランクフルター* 判事の少数意見を引用しつつ、かかる政治問題は、世論の力、立法機関、行政機関の良識にまつべきものであり、司法審査の範囲を拡大するよりも、司法権の本来的な限界を守ることの方が肝要であるとする。

しかも多数意見のように、明確な判別の基準がないのにも拘らず、あたかも判決で違憲とすべき場合のありうることを示して司法審査の門戸をひろげたとしても、右のような判別の基準によつては選挙が違憲として無効とされるようなことは容易に考えられないから、それでは却つて国民の信頼を裏切ることになる。さらに本件のような場合に、選挙が無効とされるならば、再選挙までの法定の四〇日間に、公選法別表第二の改正を期待することは困難であるから、取捨すべからざる混乱を生ずることになり、従つて本件のような訴訟が許されることには疑問をもつ。以上が補足意見の主旨である。

【評釈】 多数意見に反対し、齋藤裁判官の補足意見に賛成する。

もし本訴が、現行公選法の採用する選挙訴訟制度のもとで許されるべきものであり、まさに本案の審理がなされるべきものであると

すれば、判示は、上告人（原告）の請求を容認すべきであり、各選挙区における人口比率と現行の議員定数の割当との不均衡は、明白な事実であるというべきである。上告理由書の数理的分析は、きわめて詳細でかつ十分に説得力のあるものであり、かりに人口比のほかに選挙区の地域の広狭、行政区画、各地域の歴史的な事情等の他の要因を考慮に入れたとしても、各選挙区相互の比較からみて、その不均衡は著しい。すなわち議員定数に対する人口比の点で最も有利な鳥取選挙区と最も不利な東京選挙区とは、当選に対する投票の価値の比が一对四・一であり、逆にいえば、東京の一票は鳥取の約四分の一で、数量的には四票以上集まらなければ、鳥取と同数の議員を選出できないことになるのであるから、これだけの比率のひらきは、やはり著しい不均衡であるとみる方が、素直な判定の仕方であるというべきであろう。しかも上告人は十分な調査資料にもとづく論証の結果、許容されるべき不均衡の度合は、一对二に止まるべきであるということを主張しているのであるから、もし本案の審理をおこなうことになれば、まさにこの点についてこそ、判示がなされるべきであつたはずである。ところが判示は、この点について十分な理由をしめすことなしに、ただ右の不均衡の程度では立法政策の当否の問題に止まり、違憲問題を生ずるものとは認められないと判示するのみであるから、説示きわめて不十分であり、賛成できない。

そもそも問題は、かかる議員定数の配分について、選挙制度全般の改革を求めるような事件を裁判所に提起することが許されるべき

であるか否か、また現行の選挙訴訟制度がかかる事件をその中に予定していたか否かということにあるのであるが、いずれもそれは否定されるべきであると考えるから、判示が上告人の請求を棄却しようとするれば、最初から本件のような訴は、制度上許されていないということを明示して、訴を却下すべきであつたのである。すなわち本件で争われている定数の不均衡の問題は、その核心が現行公選法の下における各選挙区の議員定数の是正ないしは再配分にあるのであるから、個々の選挙区における再選挙をいくたびくり返したところで、この問題は解決されないものであり、結局は現行公選法の改正が必要となる。従つて本件の請求は、直接には当該選挙区の選挙無効の判決を求めるものであつたとしても、窮極においては公選法の改正による新たな選挙制度の創設を求めるもので、これはまさに国会・内閣の立法政治部門の権限に属することである。しかも現在の制度のもとでは、かりに裁判所が選挙無効の判決をしたとしても、選挙制度の改正の点については、間接的に立法の必要を認識せしめて、当該機関の立法活動を促すだけの事実上の影響力しか考えられないことになる。

もとより選挙訴訟制度としては、職務執行命令制度や差止命令制度の主旨を加えて、判決に、選挙制度の改正を当該機関に義務づけるような拘束力を与えることも考えられるが、これとても、やはり現行の選挙訴訟制度の改正が先決であつて、現行制度のもとでは、当該選挙区の選挙の無効を判決して、再選挙を義務づける以上に、判決の拘束力は認められてはいないのである。アメリカ合衆国の先

例は、合衆国裁判所が合衆国の機関として、合衆国憲法の遵守を各州において担保するために、州の機関を拘束しようという権限の存在を前提とした上で、選挙区の定員に関する平等問題を審査したものであるということが考えられるから、もしこれが合衆国の最高の政治部門たる合衆国の議会や政府を相手にしていた場合に、果して同様の態度をとっていたかということは、特に政治問題をとり上げるについて慎重な態度をとってきたこれまでの傾向からみて、甚だ疑わしいものであるということも想像されようであらう。従つてわが国の場合に、窮極的には国会内閣の立法活動に影響する本件の裁判について、右のアメリカ合衆国の先例が、そのまま判断の基準として利用されるかは、再考を要するものであると考える。特に上告人の論旨は、選挙制度の改革については十分に理由のあるもので、示唆するところの多いものであるといわれるべきものではあるが、しかし現行制度のもとにおいては、かかる問題は裁判所よりもむしろ政治部門の機関にとり上げられるべきものであり、現行の選挙制度審議会のような機関において討議されるべきものであつて、上告理由書に示された選挙制度に関する分析の成果は、これらの機関に提出されるのが本筋であるというべきである。

確かに立法部による法律の改正が、なかなか実施されず、またその改正も国民の期待に十分に応ずるものでないような場合が多いことも事実であるが、さりとて立法部に対して側面から影響をあたえることを意図して、裁判所へこの種の提訴がひろくおこなわれるようになると、一面では代議制民主主義の憲法原理が混乱せしめられ

て、議会制度の存立がおびやかされることになる。なおまた一種の直接請求の方便として裁判制度が濫用されるようになること、他面では司法機関たる裁判所は、政治紛争のなかにまきこまれることを余儀なくされ、司法本来の法判断作用を十分に果すことが困難になるから、却つて法治主義の体制がくずれてしまふ結果となるのである。人権侵害等に関する法的な争であれば、裁判所は事件を回避すべきでないことはもちろんであるが、あくまでも、それは法的争訟に対する司法的な法判断作用の範囲内において処理されるべきであり、また特に法律によつて裁判所に認められた権限の範囲においてのみ、事件に対する判定を下しうるものであることはいうまでもない。

ところで本件のような定数の不均衡に関する平等問題は、確かに平等原則違反の問題を包含するものではあつても、事件の本体は、前述のように、平等原則に適合したより望ましい理想的な選挙制度への改正を求めている点にあるのであるから、かかる法制度の創設の問題は、まさに代議制民主主義の原理にもとづいて、国会・政府の立法政治部門の担当すべき事項であることは明白である。従つて既に確立された法制度を基準として、かかる制度のもとで具体的な個々の国家作用が、適法に運営されているか否かを判断することを権限とする裁判所からみれば、右のような問題は、法論理的にかつまた現在の司法制度のもとでは法制度的に、担当することのできない問題であるというべきである。判示によれば、極端な不平等を生ぜしめるような場合には、違憲問題を生じ、司法審査の対象となるとして、あたかも平等原則の違反ないしその不均衡の程度によつて

司法審査の対象になるか否かということが区別されようように考えられているが、本件のような本質的に立法政策に属する問題は、事からの性質からみて、現行制度のもとではまづたく裁判所の権限に属しないものであると考えられるから、判示のように著しい不均衡の場合に、例外的に司法審査権を留保するということは、論理的に不可能であるといわなければならない。

もつとも本件選挙の施行において、上告人の個人的な具体的な憲法に直結する参政権の行使が害されていることを理由にして、自身の権利の救済保障を求めるというのであれば、参政権は憲法によつて確認されている人権の一つと考えられるから、人権侵害の問題として、直ちに裁判所に出訴することが可能であるということもできる。しかしそれならば、なにも特別に法律によつて制度化された民衆訴訟としての選挙訴訟手続による必要はないのであつて、一般の行政事件訴訟手続による権利救済の請求が許されるはずであるから、選挙訴訟独特の出訴期間や裁判管轄の制限に拘束されることなく、広い範囲で、しかもいつでも出訴が認められることになるわけである。しかし参政権は、憲法の段階ではまだ特定の具体的な権利ではなく、自然の自由を内容とする自由権としての基本的人権とは違つて、法律上の権利たる選挙権・被選挙権として、選挙制度に関する法律を通して具体化されなければ、参政権の権利としての実体は、法的には、具体的に把握することができないものなのであるから、果して右のような訴が論理的に憲法上直接に可能となるかは、甚だ疑わしいものであるといわなければならない。普通平等選挙の

実施の方法として、いかなる選挙制度といかなる内容の選挙権・被選挙権が法的に確立されるべきかということは、憲法の平等原則によつて判断されるべきことであることはもちろんであるが、しかしこの点はまさに判示もいうように立法政策の問題であつて、公正な普通平等選挙の実現を目的とする選挙政策の観点から決定されるべきものであるとはいうまでもない。しかも選挙の平等に関する法的な判断は、かかる選挙制度が政治的な決断の結果にもとづき、法制度として創設されてから後に、かかる法制度の範囲内において、これを基準として初めて可能となるのであるから、選挙制度自体をいかに改めるべきかということを法的に判断することは、現行の司法制度のもとでは、その権限外にあるということになる。しかも現行公選法によつて採用されている選挙訴訟制度は、民衆訴訟の典型的なもので、個々の選挙人の権利救済を目的とするものではなく、当該選挙区において違法な選挙を排除して再選挙を義務づけることを目的としている制度であることは明白であるから、これによつて選挙制度全般の改革に関する問題の解決を、裁判所に求めるということは、最初から本制度の予想しなかつたものと考へざるを得ない。ところで本件のような訴が許されるということになれば、議員定数の割当は、最も政治的な利害の対立する問題点であるから、これに関する争訟が、くり返し裁判所に提起されることが予想される。現に衆議院議員の選挙について同種の訴が、他の選挙区でいくつか提起されているのであり、また公選法の今次の改正によつて東京都その他の選挙区の議員定数が増員されたとしても、それに不満なも

のは、なおその改正を意図して選挙のたびごとに出訴することになるであろうが、それでは選挙制度そのものが動揺せしめられることになり、かつまた裁判所は、無用な政治争いのために、その本来の司法の任務を妨げられることにもなる。従つて判示は、かかる選挙

制度の改革の問題は、本質的に裁判所の関与すべき事項でないということを明示すべきであつた。この点について明確な見解をのべられた齋藤裁判官の意見には賛成である。

(田口 精一)